

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を改正する規程案について
(改正建設労働者雇用改善法の施行に伴う専決事項の追加)

1 趣旨

建設労働者の雇用の改善等に関する法律の一部を改正する法律の施行（平成17年10月1日）に伴い、建設事業に係る事業主団体の作成する実施計画の認定、建設業務有料職業紹介事業の許可及び建設業務労働者就業機会確保事業の許可については、労働政策審議会令第6条並びに建設労働者の雇用の改善等に関する法律第18条第5項及び第31条第5項の規定により職業安定分科会が所掌することとなるが、認定及び許可については、専門的かつ詳細な調査が必要であること、事業主団体等から隨時提出があること等から、雇用対策基本問題部会の専決事項とすることが適当である。

よって、労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を改正することとする。

2 改正の内容

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を改正する規程

労働政策審議会職業安定分科会運営規程の一部を次のように改正する。

別表専決事項の項中「・建設雇用改善計画の策定について」の次に次のように加える。

- ・建設事業に係る事業主団体の作成する実施計画の認定について
- ・建設業務有料職業紹介事業の許可について
- ・建設業務労働者就業機会確保事業の許可について

附 則

この規程は、平成十七年十月一日から施行する。

労働政策審議会職業安定分科会運営規程（案）

第一条 労働政策審議会職業安定分科会（以下「分科会」という。）の議事運営は、厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）第九条、労働政策審議会令（平成十二年政令第二百八十四号）及び労働政策審議会運営規程に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第二条 分科会に属すべき委員及び臨時委員（以下「委員等」という。）のうち、労働者を代表するもの、使用者を代表するもの及び公益を代表するものは、各七人とする。

第三条 分科会の会議（以下単に「会議」という。）は、会長の請求があったとき、分科会長が必要があると認めたとき又は委員等の三分の一以上から請求があつたときに分科会長が招集する。

2 会長又は委員等は、分科会長に会議の招集を請求するときは、付議事項及び日時を明らかにしなければならない。

3 分科会長は、会議を招集しようとするときは、緊急やむを得ない場合のほか、少なくとも七日前までに付議事項、日時及び場所を委員等及び会長に通知しなければならない。

4 前三項の規定は、第五条に規定する部会について準用する。

第四条 委員等は、分科会長の許可を受けて、代理者を出席させる」とができる。ただし、代理者は、審議会令第九条第三項において準用する同条第一項及び第二項の規定の適用については、欠席したものとして取り扱う。

第五条 分科会に、雇用対策基本問題部会、雇用保険部会及び労働力需給制度部会（以下「部会」という。）を置く。

2 部会の所掌事務、専決事項及び部会に属すべき委員及び臨時委員の数は、別表のどおりとする。

3 部会が前項の専決事項について議決をしたときは、当該議決をもつて分科会の議決とする。ただし、分科会が、あらかじめ当該議決に係る事項に関して、分科会の議決を特に必要とする」とを定めていたときは、この限りでない。

4 部会の専決事項として第二項に定めるもののほか、部会の所掌事務に属する事項で軽微なもの（うち、分科会長が部会の専決事項とする）ことが適当であると認めたものについては、当該部会の議決をもつて分科会の議決とする。

5 前項の規定により部会が議決をしたときは、当該部会長は分科会長にその旨を通知しなければならない。

6 部会に、その所掌事務について特に専門的な調査を行う必要があるときは、その定めるところにより、専門委員会を置くことができる。

7 専門委員会の議事運営に関する必要な事項は、専門委員会を置く部会の部会長が当該部会に諮つて定める。

第六条 この規程に定めるもののほか、部会の議事運営に関する必要な事項は、部会長が部会に諮つて定める。

第七条 この規程の改廃は、分科会の議決に基づいて行う。

附 則

この規程は、平成十三年一月一十五日から施行する。

別表

名 称	所 掌 事 務	專 決 事 項	委員及び臨時委員の数
雇用対策基本問題部会	<ul style="list-style-type: none"> 失業の予防及び再就職の促進対策の在り方に関する必要な調査審議すること。 駐留軍関係離職者等対策に関し必要な調査審議すること。 外国人雇用対策に関する必要な調査審議すること。 建設労働に必要な調査審議をすること。 港湾労働に必要な調査審議をすること。 港湾労働に必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 地域雇用機会増大計画、地域能力開発就業促進計画、地域求職活動援助計画及び地域高度技能活用雇用安定計画の同意について 介護雇用管理改善等計画の策定について 建設雇用改善計画の策定について 建設事業に係る事業主団体の作成する実施計画の認定について 建設業務有料職業紹介事業の許可について 建設業務労働者就業機会確保事業の許可について 港湾雇用安定等計画の策定について 港湾労働者派遣事業の許可について 	<p>労働者を代表するもの 六 使用者を代表するもの 六 公益を代表するもの 六</p>
雇用保険部会	<ul style="list-style-type: none"> 雇用保険に必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 労働者を代表するもの 五 使用者を代表するもの 三 公益を代表するもの 五 	<p>委員及び臨時委員の数 六</p>
労働力需給制度部会	<ul style="list-style-type: none"> 民間等の労働力需給制度に關し必要な調査審議をすること。 	<ul style="list-style-type: none"> 一般労働者派遣事業の許可に関する事項について 有料職業紹介事業及び無料職業紹介事業の許可に関する事項について 	<p>労働者を代表するもの 五 使用者を代表するもの 三 公益を代表するもの 三</p>

(備考) 雇用保険の雇用安定等事業の在り方について失業の予防及び再就職の促進対策の在り方と一緒に調査審議することは、雇用対策基本問題部会の所掌とする。

(参照条文)

労働政策審議会令（平成十二年六月七日政令第二百八十四号）

（分科会）

第六条 審議会に、次の表の上欄に掲げる分科会を置き、これらの分科会の所掌事務は、審議会の所掌事務のうち、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

名 称	所 掌 事 务
(略)	(略)
職業安定分科会	一 厚生労働省設置法第四条第一項第五十三号から第五十六号まで及び第五十八号から第六十二号までに掲げる事務に関する重要事項を調査審議すること（障害者雇用分科会の所掌に属するものを除く。）。 二 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律（昭和六十年法律第八十八号）、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）、地域雇用開発促進法（昭和六十二年法律第二十三号）、建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）、港湾労働法（昭和六十三年法律第四十号）、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律（平成三年法律第五十七号）、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律（平成四年法律第六十三号）、看護師等の人材確保の促進に関する法律（平成四年法律第八十六号）、林業労働力の確保の促進に関する法律（平成八年法律第四十五号）、雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）の規定により審議会の権限に属させられた事項を処理すること。
(略)	(略)

建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）

（実施計画の認定）

第十二条 事業主団体は、建設業務労働者の雇用の改善、能力の開発及び向上並びに福祉の増進に関する措置並びに建設業務有料職業紹介事業又は当該事業主団体の構成員である事業主（以下「構成事業主」という。）が行う建設業務労働者就業機会確保事業に関する措置（以下「改善措置」という。）を一体的に実施するための計画（以下「実施計画」という。）を作成し、これを厚生労働大臣に提出して、その実施計画が適当である旨の認定を受けることができる。

（以下、略）

（建設業務有料職業紹介事業の許可）

第十八条 建設業務有料職業紹介事業を行おうとする認定団体は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（略）

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

（建設業務労働者就業機会確保事業の許可）

第三十一条 建設業務労働者就業機会確保事業を行おうとする構成事業主は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

（略）

5 厚生労働大臣は、第一項の許可をしようとするときは、あらかじめ、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。